

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 2 月22日

【会社名】 株式会社ルック

【英訳名】 LOOK INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田 和洋

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒 2 丁目 7 番 7 号

【電話番号】 03 (3794) 9100 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 高山 英二

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒 2 丁目 7 番 7 号

【電話番号】 03 (3794) 9148

【事務連絡者氏名】 常務取締役 高山 英二

【縦覧に供する場所】 株式会社ルック大阪支店
(大阪府大阪市西区江戸堀 2 丁目 1 番 1 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成29年2月20日開催の取締役会において、平成30年1月1日（予定）を効力発生日として持株会社体制へ移行するにあたり、当社の事業に係る資産、債務その他の権利義務の一部を当社100%出資の子会社である株式会社ルック分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）に承継させる分社型吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うため、分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを承認する旨の決議をいたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社ルック分割準備会社（平成29年2月17日設立）
本店の所在地 : 東京都目黒区中目黒二丁目7番7号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 多田 和洋
資本金の額 : 10百万円
純資産の額 : 10百万円
総資産の額 : 10百万円
事業の内容 : 婦人服等の企画・販売

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成29年2月17日設立のため、確定した事業年度はありません。

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社ルック（提出会社） 100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 : 当社100%出資の子会社であります。
人的関係 : 当社から取締役を派遣しております。
取引関係 : 承継会社は事業を開始してないため、当社との取引関係はありません。

2. 当該吸収分割の目的

当社は更なる成長のため、より一層の経営に係る意思決定の迅速化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することを目指し、持株会社体制へ移行することといたしました。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、当社100%出資の分割準備会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割により行います。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

分割準備会社は、普通株式800株を発行し、これを全て当社に割当て交付いたします。

(3) 吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会 : 平成29年2月17日
分割準備会社の設立 : 平成29年2月17日
吸収分割契約承認取締役会 : 平成29年2月20日
吸収分割契約締結 : 平成29年2月20日
吸収分割契約承認時株主総会 : 平成29年3月30日（予定）
吸収分割の効力発生日 : 平成30年1月1日（予定）

(4) その他の吸収分割契約の内容

当社と分割準備会社が平成29年2月20日に締結した吸収分割契約の内容は後記のとおりです。

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割準備会社は、当社の100%子会社であり、本件分割に際して分割準備会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、分割準備会社が発行する株式数については、両社で協議の上、決定いたしました。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- (1) 商号 : 株式会社ルック
(平成30年1月1日付で「株式会社ルック分割準備会社」より商号変更予定)
- (2) 本店の所在地 : 東京都目黒区中目黒二丁目7番7号
- (3) 代表者の氏名 : 代表取締役社長 多田 和洋
- (4) 資本金の額 : 50百万円
- (5) 純資産の額 : 5,300百万円
- (6) 総資産の額 : 7,292百万円
- (7) 事業の内容 : 婦人服等の企画・販売

なお、上記純資産の額及び総資産の額は、平成28年12月31日現在の貸借対照表を基準として算出しており、実際の金額は、上記金額に効力発生日前日までの本事業に関する資産及び負債の増減を加除した数値となります。

吸収分割契約書

株式会社ルック（以下「甲」という。）及び株式会社ルック分割準備会社（以下「乙」という。）は、アパレル関連事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めに従い、第6条に定める効力発生日をもって、会社法に規定する吸収分割の方法によって、本件事業に関して甲の有する第3条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ルック
住所：東京都目黒区中目黒二丁目7番7号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ルック分割準備会社
住所：東京都目黒区中目黒二丁目7番7号

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務

（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受による方法とし、本承継対象権利義務から生じる一切の債務につき、甲は連帯して履行責任を負うものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金	4,000万円
(2) 資本準備金	0円
(3) その他資本剰余金	会社計算規則第37条第1項において定義される株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4) 利益準備金	0円
(5) その他利益剰余金	0円

第6条（効力発生日）

効力発生日は、平成30年1月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第8条（競業禁止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られなかった場合、その効力を失うものとする。

第12条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年2月20日

(甲) 東京都目黒区中目黒二丁目7番7号
株式会社ルック
代表取締役社長 多田 和洋(印)
(乙) 東京都目黒区中目黒二丁目7番7号
株式会社ルック分割準備会社
代表取締役社長 多田 和洋(印)

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次の資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

記

1. 承継する資産

効力発生日において本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

流動資産(「現金及び預金」、「短期貸付金」及び「その他流動資産」の未収消費税を除く)

(2) 固定資産

有形固定資産のうち、「建物」、「構築物」、「工具器具備品」(本社(東京都目黒区)及び大阪支店(大阪府大阪市)の建物及び建物内の動産に係るものを除く。)

投資その他の資産のうち、「敷金」、「長期差入保証金」、「その他の投資」及び「貸倒引当金」

2. 承継する債務

効力発生日において本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

流動負債(「短期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「リース債務」、「未払法人税等」及び「預り金」を除く)

(2) 固定負債

固定負債のうち、「繰延税金負債」、「資産除去債務」及び「その他の固定負債」

3. 承継する雇用契約等

(1) 効力発生日において本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

(2) 甲とU A ゼンセンルックユニオンとの間で効力発生日において締結している労働協約のうち同労働組合との間で承継対象として別途合意したもの

4. その他の権利義務等

(1) 知的財産等

商標権、特許権その他の知的財産権については承継しない。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した、売買契約、取引基本契約、業務委託契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務を承継する。

ただし、次の各号に掲げるもの並びに法人格が変わることに對し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを含まない

会計監査人との間で締結した契約

株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約

分割会社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約

グループ会社の経営管理等に関して締結した弁護士、司法書士、税理士法人その他アドバイザーとのアドバイザリー契約

証券会社との間で締結した契約

会社役員に係る保険契約

乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

本社、大阪支店及び従業員の社宅に係る賃貸借契約

前各号に関連する一切の契約

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものを承継する。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

5 . その他

法令その他規制上の理由等により、承継が困難であることから承継の対象から除外した資産及び負債のうち乙に帰属すべき金額については、効力発生日以後、甲乙協議のうえこれを精算するものとする。